

**宮城県議会議会改革推進会議
報 告 書**

令和 7 年 1 1 月

宮城県議会議会改革推進会議

目 次

1	議会改革推進会議の位置付け	1
2	今期の検討項目	1
3	検討結果	3
4	終わりに	5

資料編

〔資料1〕	宮城県議会議会改革推進会議運営要綱	6
	（参考）これまでの議会改革に関する検討状況	9
〔資料2〕	宮城県議会議会改革推進会議委員名簿	11
〔資料3〕	議会改革推進会議の検討経過	12
〔資料4〕	宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領 新旧対照表（イメージ）	14

1 議会改革推進会議の位置付け

議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）は、平成21年6月に宮城県議会基本条例が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第129条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行っている。

〔資料1〕〔資料2〕

2 今期の検討項目

今期の推進会議は、令和7年1月21日に委員指名後初めての会議が招集されてから、同年10月21日までの期間中、合計8回にわたり会議を開催し、委員間討議を重ねた。〔資料3〕

（1）検討項目

正副委員長からの提案をもとに委員間で討議した結果、「議員派遣による海外視察の在り方」について検討することとした。具体的には、視察を実施する場合の派遣手続、経費の見直し等について議論することとなった。

（2）検討の背景

本県議会における海外視察については、昭和39年度から実施されており、都度、制度について検討・変更がなされてきた。平成14年の地方自治法改正で、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる」とされ、また、平成19年の各会派代表者会議申し合わせを踏まえ、県政課題の解決と県政の更なる発展を図るため、議員派遣による海外視察を実施してきたところである。

近年、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、自粛していたものの、同感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されたことや、執行部においては、訪日外国人旅行者や外国人材確保などの施策を実施していること

から、今後、議員派遣による海外視察の実施が活発化することが見込まれる。

一方で、住民訴訟等により視察の妥当性が争われた事例があることや、他県議会においては高額な経費が問題視されるなどの事例があったことから、海外視察を実施する場合、県民の視点に立った対応が求められる。また、現行の上限額では視察先の多くが限定される場合がある。

以上のことから、議員派遣による海外視察のより適切な在り方を検討することとなった。

（３）現行について

現行の手続及び経費等については、以下のとおりである。

ア 手続について

- ・ 宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）に派遣の趣旨（どのような場合に派遣が可能か）の記載がない。
- ・ 海外行政視察申出書（以下「申出書」という。）において、視察目的の記載はあるが個別の調査先との関係が明確でない。
- ・ 派遣議案の採決が行われる本会議の前日の議会運営委員会で初めて申出書が周知される。
- ・ 海外行政視察報告書（以下「報告書」という。）について、90日以内に提出することとなっているが、次の定例会が終わらないうちに報告期限となる場合もあり、県政への反映に向けた取組に係る記載が予定として記載される場合がある。
- ・ 視察終了後、県政への反映に向けた取組を実施したことの記録の在り方については規定がない。

イ 経費等について

- ・ 上限額 100万円（旅費及び視察に要する経費90万円、通訳料10万円）
※ 上限額を超える部分は公費の対象外

- ・ 視察回数 議員の任期中に定める金額の範囲内で2回に分けて行うことができる。

3 検討結果

(1) 推進会議としての結論

議員派遣による海外視察の在り方について委員間討議を重ねた結果、次のとおり推進会議としての結論に至った。

ア 手続について

県民に対しより説明責任を果たすとともに、より適切な運用を図るため、次のとおりとすること。

(ア) 取扱要領への「派遣の趣旨」の追加・申出書様式の見直し

- ・ 取扱要領に、派遣の趣旨（どのような場合に派遣が可能か）を追加する。
- ・ 申出書に調査目的を記載するほか、日程表において調査先ごとに調査目的を記載する様式とする。

(イ) 議員派遣に関する周知の過程の追加

議会運営委員会を経て本会議に派遣議案を提出することについて、事前に各会派代表者会議で情報提供を行い、周知を図るものとする。各会派代表者会議においては、必要に応じ派遣議員のうち1人又は若干名が出席し質問等に対応する。

(ウ) 県政への反映に向けた取組内容の充実

- ・ 県政への反映に向けた取組を行うことについて取扱要領に追記する。
- ・ 報告書において、県政への反映に向けた取組について予定のみではなく、実際に実施したことを記載するため、報告書の提出期限を90日から120日に延長する。
- ・ 視察終了後、県政の反映に向けた取組を行った場合は、その内容及び日時等についての記録（控え書き）の作成について努力義務とする。

イ 経費等について

(ア) 派遣の区分を次の2つに整理した上で上限額等について、次のとおりとすること。

- ・ 自主企画によるもの

130万円（旅費、視察に要する経費、通訳料の合計額）

ただし、現地での調査に充てる実日数が概ね4日間以内である場合や、宿泊施設等について上限額内になるよう努力してもなお上限額を超えるといった場合等で、かつ議長が必要と認めた場合は、上限額を超えて公費負担することができる。

- ・ 姉妹都市、友好都市の締結又は在外県人会との交流等県の海外友好交流施策に関する事業のうち、知事等から議長宛て同行若しくは参加の依頼があったもの（特定の議員との個人的な業務や地域的なつながりに重点が置かれたものは除く。）

上限なし（構成議員は議長の下で調整する。）

(イ) 派遣の回数は任期中1回とすること。

ウ 施行時期等

- ・ 平成19年代表者会議申し合わせの内容（様式等）を取扱要領に集約すること。〔資料4〕
- ・ 改正内容の施行時期については次期改選後（令和9年11月）とすること。

（2）検討の過程で出された主な意見

検討の過程で次のような意見もあった。

- ・ 物価高騰の中、海外視察の経費を130万円に引き上げることにについて県民の理解が得られないと思われるため同意できない。
- ・ 上限額130万円の範囲内で複数回視察に行けることとしてはどうか。

4 終わりに

今期の推進会議では、議員派遣による海外視察の在り方について討議し、派遣手続や経費の見直しについて一定の方向性を取りまとめることができた。

県政課題の解決と県政の更なる発展を図るために実施される海外視察においては、最少の経費で最大の効果を挙げることを前提としつつ、経費の上限額を引き上げるとともに、申出書様式の見直しや議員派遣に関する周知の過程の追加など必要な手続の改正を加えることでより適切な運用となることを期待するものである。

■ 宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

（設置）

第 1 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（構成）

第 2 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

（任期）

第 3 委員の任期は、指名の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前 2 項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

（委員長及び副委員長）

第 4 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

（協議又は調整事項）

第6 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

- (1) 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）
- (2) その他委員長が必要と認める事項

（分科会等）

第7 議会改革の推進に関する基本的事項について円滑に協議又は調整するため、必要があるときは、推進会議に分科会等を置くことができる。

- 2 分科会等は委員長が指名する委員をもって構成する。
- 3 分科会等の名称、人数、協議又は調整事項等運営に必要な事項については、推進会議で定める。

（議長への報告）

第8 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

（会議録）

第9 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第 10 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 16 日から施行し、改正後の宮城県議会議会改革推進会議運営要綱の規定は、この要綱の施行の際現に在任する宮城県議会議会改革推進会議委員の任期について適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。

(参考)

■ これまでの議会改革に関する検討状況（平成7年以降）

	組織の 名称	組織の 性格	設置 期間	構成委員	検討事項	主な検討内容
1	議会改革 検討委員会	議長の諮問 機関 (設置要綱)	H7.10～ H8.12	各会派から1人以 上で、10人以内	議会情報公開、議会運営等に関する諸事項について	①情報公開要綱の制定（H9.4から情報公開を実施） ②本会議の会議時間の変更 （午前10時から午後5時までとする。） ③本会議の応招議員に係る費用弁償は、日額とし、土・日・祝は原則として支給しないこととする。 ④県政調査費交付要綱の制定
2	地方分権 議会制度 対策特別 委員会	特別委員会 (法定)	H12.7～ H13.6	〈全会派10人〉	地方分権及び議会機能強化等に関する諸施策について	①議会事務局の組織改編 （調査課を政務調査課とし、政務調査課に政策法令班を新設し、3班体制とする。） ②「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例」の制定
3	議会改革 検討委員会	議長の諮問 機関 (設置要綱)	H13.8～ H15.3	〈全会派9人〉	議会運営、議会の経費節減等について	①議員宿舎や議会バスの廃止等による議会の経費節減 ②議会広報テレビ番組の製作や、I T化の一環として議会LANを構築し、議会広報の充実等を図る。（経費節減分を活用）
4	議会改革 推進会議	議員全員 参加の任意 検討機関 (規約)	H15.10～ H19.4	議員全員63人	地方分権の推進や分権時代にふさわしい議会のあり方について	①一問一答方式の試行。対面演壇の導入。 予算・決算特別委員会での説明用パネルの使用を認める。 ②事務局立法スタッフの増員を図る。また、委員会で条例制定のために有識者から意見を徴する場合の経費を予算化する。 ③地方自治法の一部改正（H18.6公布。改正内容：臨時会の招集請求権、委員会制度に関する事項、専門的知見の活用等）に応じた議会とする。
5	議会改革 推進調査 特別委員会	特別委員会 (法定)	H20.7～ H21.6	自民6人 改革2人 社民1人 公明1人	宮城県議会基本条例の制定に向けた検討	平成21年6月定例会に宮城県議会基本条例を提案し、全会一致で可決
6	議会改革 推進会議	「協議等 の場」 (運営要綱)	H21.7～	～H23.11 〈全会派14人〉 H23.12～H27.11 〈全会派 [*] 15人〉	議会改革の推進に関する事項 （議会運営委員会の担任事項を除く。）	○H21.7～H25.11 ・議会運営委員会と役割分担しながら、条例の具体化に向けた検討 ・議員提案条例の見直し、議員選出監査委員に係る検討 ○H26.2～H27.11 ・宮城県議会震災記録誌（東日本大震災の議会の対応記録並びに検証及び提言）

	組織の 名称	組織の 性格	設置 期間	構成委員	検討事項	主な検討内容
		※議会基本 条例の制定 を受け、平 成21年6月 定例会で自 治法の「協 議等の場」 として設置		H28. 3～H28. 11 〈全会派14人〉 H28. 11～H30. 11 〈全会派※14人〉 H30. 12～R1. 11 〈全会派14人〉 R1. 12～R4. 11 〈全会派15人〉 R4. 12～R5. 11 〈全会派※14人〉 R5. 12～R6. 11 〈全会派14人〉 R6. 12～ 〈全会派・無所属 15人〉		の作成 ・宮城県議会災害対応マニュアルの検討 ○H28. 3～H29. 2 ・政務活動費の在り方に係る検討 ○H29. 3～H29. 11 ・議会における住民参加（傍聴環境、県民との意見交換会）に係る検討 ○H29. 12～H30. 11 ・議会におけるICT活用の可能性の検討 ・議会基本条例に基づく取組の検討 ・大学との連携の検討 ○H30. 12～R1. 9 ・常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方の検討 ・「予算調製方針の説明」の実施のあり方の検討 ○R1. 12～R2. 11 ・「予算調製方針の説明」の実施のあり方の検討 ・投票率の向上に向けた取組の検討 ・議事録のあり方の検討 ○R2. 12～R3. 11 ・議会改革の検証 ○R3. 12～R4. 11 ・議会庁舎のバリアフリー化の推進 ・特別委員会の在り方 ○R4. 12～R5. 9 ・オンラインによる委員会等への出席に係る要件と運営 ○R5. 12～R6. 11 ・市町村議会との連携

※1人会派は併せて1会派とカウント

■ 宮城県議会改革推進会議委員名簿

自由民主党・県民会議 ◎ 中 山 耕 一
 外 崎 浩 子
 横 山 隆 光
 八 島 利 美
 渡 辺 重 益
 松 本 由 男
 村 岡 たかこ

みやぎ県民の声 ○ 枡 和 也
 三 浦 ななみ

日本共産党宮城県会議員団 藤 原 益 栄

公明党県議団 横 山 のぼる

立憲・無所属クラブ 熊 谷 義 彦

21世紀クラブ 吉 川 寛 康

日本維新の会 小野寺 健

無所属 中 島 源 陽

(◎は委員長、○は副委員長)

■ 議会改革推進会議の検討経過

日付	内 容
令和7年 1月21日(火)	議会改革推進会議（1回目） ○正副委員長の互選（中山耕一委員長、柘和也副委員長） ○議会改革推進会議における検討項目について
2月3日(月)	議会改革推進会議（2回目） ○議会改革推進会議における検討項目について
2月12日(水)	議会改革推進会議（3回目） ○議員派遣による海外視察の在り方について
3月4日(火)	議会改革推進会議（4回目） ○議員派遣による海外視察の在り方について
3月13日(木)	議会改革推進会議（5回目） ○議員派遣による海外視察の在り方について
9月29日(月)	議会改革推進会議（6回目） ○議員派遣による海外視察の在り方について

日付	内 容
10月3日(金)	議会改革推進会議（7回目） ○議員派遣による海外視察の在り方について
10月21日(火)	議会改革推進会議（8回目） ○報告書案について
11月27日(木)	議会改革推進会議報告書提出 ○正副委員長から正副議長に報告

旧	新
宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領 (趣旨) 第1 この要領は、宮城県議会議員の海外視察に関する取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 県議会議員の海外視察に係る運用改善について（各会派代表者会議申し合わせ）抜粋 県政課題の解決と県政の更なる発展を図るため、外国の先進事例等の調査・研究を行う議員の海外視察は極めて有意義であるが、県民の目線に立って透明性を確保し、「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことが求められていることから、資料収集や研修など、事前準備を十分に行うとともに費用の明確化を図り、報告内容を充実して県の施策に的確に反映させて行く必要がある。 (派遣基準) 第3 前項の海外派遣は、次の基準により議長に申し出をし、かつ議会運営委員会の承認を得るものとする。 (1) 全国議長会の企画による視察 (2) 公的な機関等の企画による視察 (3) 議員3人以上の企画による視察 2 海外派遣は、議員の任期中に定める金額の範囲内で2回に分けて行うことができる。 (派遣費用) 第2 議会は、議員を海外へ派遣するときは、あらかじめ定める予算の範囲内において行うことができる。	宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領 (要領の趣旨) 第1 この要領は、地方自治法第100条第13項及び宮城県議会会議規則第130条に規定する議員派遣のうち、海外に議員を派遣すること（以下「海外派遣」という。）に関する取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (派遣の趣旨) 第2 次に掲げる要件を全て満たす場合に、議会は、海外派遣を行うことができる。 (1) 視察・調査の成果が、県政における現状の改善や施策立案に寄与するなど県政の発展につながるものと見込まれるものであること。 (2) 視察先や行程等が、派遣目的に照らして合理的と認められること。 (3) 日本国内で知見が容易に得られないなど、海外において視察を行うことに明確な意義があること。 2 海外派遣に当たり、派遣される議員（派遣を希望する又は派遣が予定される場合を含む。）は、県民の目線に立って透明性を確保し、最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めるとともに、資料収集や研修等事前準備を十分に行うものとする。 3 派遣された議員は、海外派遣終了後においては、議会での質問、県や関係団体等への働きかけ等県政への反映に向けた取組を行うものとする。 (区分) 第3 海外派遣の区分は、次のとおりとする。 (1) 姉妹都市、友好都市の締結又は在外県人会との交流等県の海外友好交流施策に関する事業のうち、知事等から議長宛て同行若しくは参加の依頼があった視察（特定の議員との個人的な業務や地域的なつながりに重点が置かれたものは除く。） (2) 議員3人以上の企画による視察 (費用及び回数) 第4 議会は、あらかじめ定める予算の範囲内において、議員の任期中各人につき1回海外派遣を行うことができる。

旧	新
県議会議員の海外視察に係る運用改善について（各会派代表者会議申し合わせ）抜粋 1 事前準備について ○海外行政視察申出書に下記事項を明記し議長あて提出することとする。 ・調査目的及び具体的な調査事項 ・調査先の選定理由 ・事前研修等の状況（予定） ○申出書には下記書類等を添付するものとする。 ・日程表（具体的な訪問先、調査事項及び調査予定時間、アポイントメント取得状況等を含む） ・2社以上の見積書（ただし、全国議長会の企画及び公的な機関等の企画による視察の場合は、主催団体が決定した旅行取扱業者の見積書とする。） 様式内に反映 ※再掲 （派遣基準） 第3 前項の海外派遣は、次の基準により議長に申し出をし、かつ議会運営委員会の承認を得るものとする。 県議会議員の海外視察に係る運用改善について（各会派代表者会議申し合わせ）抜粋 2 費用の確定について 旅行終了後1週間以内に下記書類を議長あて提出することとする。 ○視察終了届出書 ・視察内容（参加議員、期間、視察地、視察先、調査事項等）について、計画変更の有無を明記する（変更があった場合は、その理由、内容等を明記）。 ○領収書 ・費用明細（航空運賃、現地交通費、出入国税、空港使用料等）を記載したもの 様式内に反映	（準備等） 第5 第3第1号に定める区分により海外派遣を行う場合、構成議員は議長の下で調整するものとする。 2 第3第2号に定める区分により海外派遣を希望する議員の代表者は、海外行政視察申出書（様式第1号）2部を議長に提出するものとする。 （派遣の決定） 第6 議長は、第5の場合において、海外派遣が必要と認めたときは、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項について、各会派代表者会議で周知した後に、議会運営委員会を経て本会議で議決を得るものとする。 2 議長は、前項の各会派代表者会議に必要な応じて海外派遣を希望する議員のうち1人又は若干名の出席を求めることができる。 （費用の確定） 第7 派遣された議員の代表者は、海外派遣終了後1週間以内に海外行政視察終了届出書（様式第2号）を、議長に提出するものとする。

旧	新
県議会議員の海外視察に係る運用改善について（各会派代表者会議申し合わせ）抜粋 3 報告書について ○議員海外視察報告書の提出期限は、原則として視察終了後90日以内とする。 ○議員海外視察報告書には下記内容を記載するとともに、必要に応じ収集資料を添付するものとする。 ・事前研修等の実施状況 ・調査結果（現地での調査内容及び結果を具体的に記載する） ・得られた成果及び県政への反映方策 } 様式内に反映 県議会議員の海外視察に係る運用改善について（各会派代表者会議申し合わせ）抜粋 4 その他の事項について（提出部数、情報公開） ○海外行政視察申出書及び議員海外視察報告書の提出部数は2部とする。 ←第5及び第8に反映 ○提出された海外行政視察申出書（日程表を含む）及び議員海外視察報告書は、議会に報告後、図書室において閲覧に供するとともに議会ホームページで公開するものとする。 附 則 略 附 則 略	（報告等） 第8 派遣された議員の代表者は、海外派遣終了後120日以内に、海外行政視察報告書（様式第3号）2部を議長に提出するものとする。 2 派遣された議員は、海外派遣終了後に県政への反映に向けた取組を行った場合は、その内容及び日時等についての記録の作成に努めるものとする。 （公開） 第9 第5第2項の規定により提出された海外視察申出書及び第8第1項の規定により提出された報告書は、図書室で閲覧に供するとともに、議会ホームページで公開するものとする。 附 則 略 附 則 略

旧	新
(様式1) 令和 年 月 日 宮城県議会議長 殿 宮城県議会議員 代表者（議員） 海外行政視察申出書 このことについて、「宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領」に基づき、下記のとおり申出します。 記 1 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ 日間） 2 視 察 地 3 構成議員 4 調査目的 5 具体的な調査事項 6 調査先の選定理由 7 事前研修等の状況（予定）	(様式第1号) 令和 年 月 日 宮城県議会議長 殿 宮城県議会議員 代表者（議員） 海外行政視察申出書 このことについて、宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領第5第2項に基づき、下記のとおり申出します。 記 1 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ 日間） 2 視 察 地 3 構成議員 4 調査目的等 議案に記載する「目的」とほぼ同一 (1) 調査を実施する背景（県内にどのような課題があると考えているのかなど） (2) 調査目的 ① ② ③ 複数の場合は〇数字を冠すること 5 具体的な調査事項 ※別紙の日程表に調査先ごとに記載 5 調査先の選定理由 6 事前研修等の状況（予定） 注）2社以上の見積書を添付すること。

現行						修正案					
〇〇政策に関する〇〇共和国 行政視察 行程表						海外行政視察日程表					
H〇〇年〇月〇日現在						〇〇年〇月〇日現在					
現地日時		訪問先(交通手段)	調査事項	アポイントの有無	備 考	現地日時		訪問先 (交通手段)	具体的な 調査事項	アポイント の有無	調査目的 (申出書4(2)の該当番号)
〇月〇日	××:××					〇月〇日	××:××				
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
〇月〇日	××:××					〇月〇日	××:××				
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
〇月〇日	××:××					〇月〇日	××:××				
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
〇月〇日	××:××					〇月〇日	××:××				
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
〇月〇日	××:××					〇月〇日	××:××				
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										

現在「海外視察に関する手引き」に参考様式として記載されている。

〇〇政策に関する〇〇共和国 行政視察 行程表						海外行政視察日程表					
H〇〇年〇月〇日現在						〇〇年〇月〇日現在					
現地日時		訪問先(交通手段)	調査事項	アポイントの有無	備 考	現地日時		訪問先 (交通手段)	具体的な 調査事項	アポイント の有無	調査目的 (申出書4(2)の該当番号)
〇月〇日	××:××					〇月〇日	××:××				
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
〇月〇日	××:××					〇月〇日	××:××				
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
〇月〇日	××:××					〇月〇日	××:××				
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
〇月〇日	××:××					〇月〇日	××:××				
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										
	××:××										
	〇〇:〇〇										

現在「海外視察に関する手引」に参考様式として記載されている様式を取扱要領の様式とする。

現行	修正案
(様式2)	(様式 第2号)
令和 年 月 日	令和 年 月 日
宮城県議会議長 殿	宮城県議会議長 殿
視察団参加議員	宮城県議会議員 代表者（議員）
海外行政視察終了届出書	海外行政視察終了届出書
令和 年 月 日に議決を受けた議員派遣について、下記のとおり終了したので届出します。	令和 年 月 日に議決を受けた議員派遣について、下記のとおり終了したので届出します。
記	記
1 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ 日間）	1 期 間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで（ 日間）
2 視 察 地	2 視 察 地
3 調査目的	3 調査目的
4 確認事項	4 構成議員
(1) 日程の確認	5 確認事項
☐ 当初日程表のとおり視察を終了 *当初日程表を添付	☐ 当初日程表のとおり視察を終了 *当初日程表を添付
☐ 参加議員全員に日程変更があった 変更内容（ ） 変更理由（ ） *当初日程表及び変更後の日程表を添付	☐ 参加議員全員に日程変更があった 変更内容（ ） 変更理由（ ） *当初日程表及び変更後の日程表を添付
☐ 一部議員に日程変更があった（氏名 ） 変更内容（ ） 変更理由（ ） *当初日程表及び変更後の日程表を添付	☐ 一部議員に日程変更があった（氏名 ） 変更内容（ ） 変更理由（ ） *当初日程表及び変更後の日程表を添付
(2) 旅費の精算確認について *領収書（費用明細の記入されたもの）を添付	(2) 旅費の精算確認について *領収書（費用明細の記入されたもの）を添付

現行	修正案
(様式3) 令和 年 月 日 宮城県議会議長 殿 宮城県議会議員 代表者（議員） 海 外 行 政 視 察 報 告 書 このことについて、下記のとおり海外行政視察を終了したので報告します。 記 1 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ 日間） 2 視 察 地 3 構成議員 4 調査目的 5 事前研修等の実施状況、調査結果及び得られた成果及び県政への反映方策 詳しい調査結果は、別添報告書のとおり	(様式第3号) 令和 年 月 日 宮城県議会議長 殿 宮城県議会議員 代表者（議員） 海 外 行 政 視 察 報 告 書 このことについて、下記のとおり海外行政視察を終了したので報告します。 記 1 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（ 日間） 2 視 察 地 3 構成議員 4 調査目的 5 事前研修等の実施状況、調査結果、得られた成果及び県政への反映方策 詳しい調査結果は、別添報告書のとおり